

社会福祉法人 佐世保白寿会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人 佐世保白寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤にて法人業務を行う役員等については、基本報酬、その他報酬、賞与を支給する。
- （2）週当たり3日以上（非常勤）の法人業務を行う役員等については、基本報酬、賞与を支給する。
- （3）週当たり2日以下（非常勤）の法人業務を行う役員等については、基本報酬、その他報酬、賞与を支給しない。

（職員給与との併給）

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の算定方法）

第4条 役員等の報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）基本報酬、その他報酬については、【別表1】に定める額
- （2）賞与については、【別表2】に定める額

（報酬等の支給方法）

第5条 役員報酬等の支給対象となる役員等への報酬等の支払い時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）基本報酬、その他報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が銀行休業日の場合は、前日に支給するものとする。
- （2）賞与については、毎年 夏期、冬期とする。

（役員報酬の対象となる役員等への報酬等の日割り計算）

第6条 役員報酬等の支給対象となる役員等には就任日から報酬を支給する。

2 役員報酬等の支給対象となる役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員報酬の支給対象となる役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(費用弁償)

第8条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

10,000 円

2 尚、理事会、評議員会への出席に関する費用弁償は定時の予算・決算理事会、評議員会のみを基本とし、臨時に開催されるものについては理事長指示のもと必要に応じて支給するものとする。

3 理事会、評議員会出席時の費用弁償は当該会議に出席した都度、支給する。

(2) 出張等における交通費が前記の費用弁償額を超える場合は、差額の実費相当額を別途支払うものとする。

(退任手当の支給)

第9条 常勤にて法人業務を行う役員等には退任手当を支給する。

2 退任手当の支給は、【別表3】の通りとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和2年4月 1 日改定。